

船舶インシデント調査報告書

平成28年8月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年2月11日 07時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重埼西北西方沖 能瀬灯標から真方位295° 1.55海里（M）付近 （概位 北緯32°48.9′ 東経129°42.2′）
インシデントの概要	漁船38暁星丸は、南東進中、主機が停止した。
インシデント調査の経過	平成28年5月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 38暁星丸、10トン NS2-23071（漁船登録番号）、個人所有 11.99m（Lr）×4.10m×1.30m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成5年6月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月5日 免許証交付日 平成26年12月17日 （平成32年11月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、まき網漁を終え、長崎市長崎港第5区の神ノ島に向けて帰航の途についた。 本船は、主機回転数毎分約1,800、約10ノットの対地速力で、三重埼西北西方沖を南東進中、平成28年2月11日07時30分ごろ、突然、煙突から黒煙を噴出するとともに機関室からガ、ガ、ガという異音を発して主機が停止した。 船長は、機関室に行き、主機を目視で確認したところ、焦げ臭かったが特に損傷等がなかったので、主機の始動を数回試みたもののセルモータが回らず、主機の運転を諦めた。 本船は、共に帰航していた僚船にえい航されて造船所で入渠し、主

	<p>機の開放点検を行ったところ、1～4番シリンダの主軸及び主軸受メタルが焼損していたので、主機を換装した。</p> <p>(付図1 インシデント発生経過概略図、写真1 主軸受メタルの損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、平成26年2月に中古で購入された際、主機のシリンダヘッドを開放して点検を行った以降、開放点検が行われておらず、購入以前の主機の整備状況も不明であった。</p> <p>本船は、平成27年7月ごろから少し白煙が出るようになり、主機の潤滑油の消費量も多くなり、1日に約10～13ℓの潤滑油を補給しなければならない状態であった。</p> <p>本船は、潤滑油の消費量が多かったので、漁期が終わったら整備業者に依頼して主機の点検を行う予定であった。</p> <p>主機は、潤滑油量が約70ℓであり、3か月ごとに潤滑油及びオイルフィルタの交換が行われていた。</p> <p>主機の潤滑油は、6番シリンダ側から順に各シリンダの主軸受に供給されていた。</p> <p>主機の運転時間は、月平均約210時間であった。</p> <p>船長は、実質的な船長から潤滑油の消費量が多いということを聞いていたが、同船長が急に入院したので、2月9日から本船の運航に携わっていたものの、潤滑油の消費状況のことを忘れており、この間、出航前の点検を行っておらず、主機の潤滑油も補給していなかった。</p> <p>船長は、主機が停止した後に警報が鳴ったものの、警報の種類を確認していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし <p>本船は、三重埼西北西方沖を南東進中、主機の潤滑油が不足して主軸受の潤滑が阻害されたことから、主軸及び主軸受メタルが焼損し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、潤滑油の消費量が1日約10～13ℓの状態であったところ、潤滑油が補給されずに3日間運転されたことから、潤滑油不足に陥ったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の実質的な船長から潤滑油の消費状況を聞いていたものの、急に同船長が入院して本船の運航に携わることになり、潤滑油の消費状況のことを失念したことから、潤滑油を補給していなかったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、三重埼西北西方沖を南東進中、主機の

	<p>潤滑油が不足して主軸受の潤滑が阻害されたため、主軸及び主軸受メタルが焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機を始動する際には、潤滑油量等の点検を行い、同油量が不足している場合には、規定量になるように補給すること。 ・ 主機の潤滑油消費量が多い場合には、速やかに整備業者による点検を実施すること。

付図1 インシデント発生経過概略図

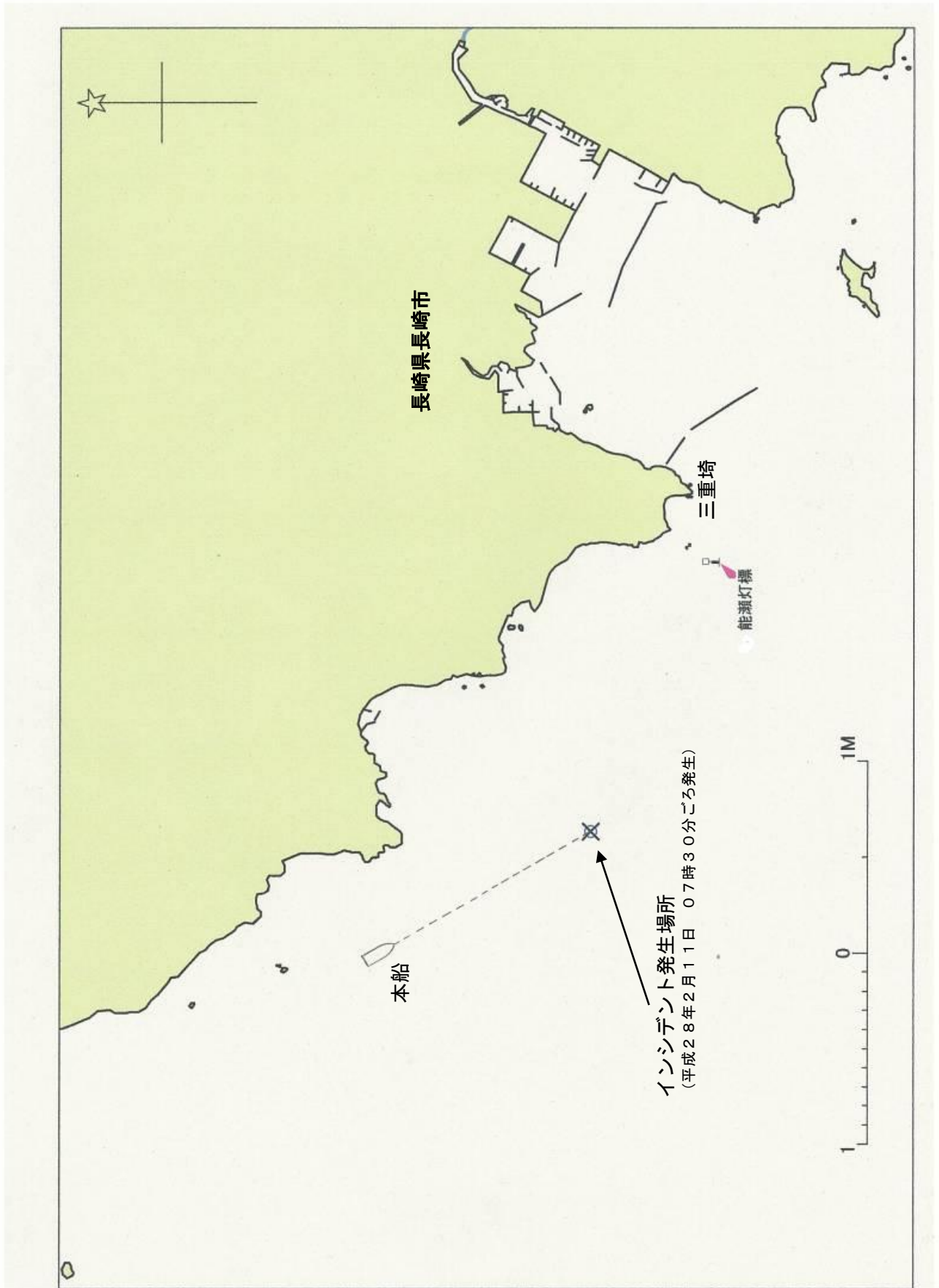
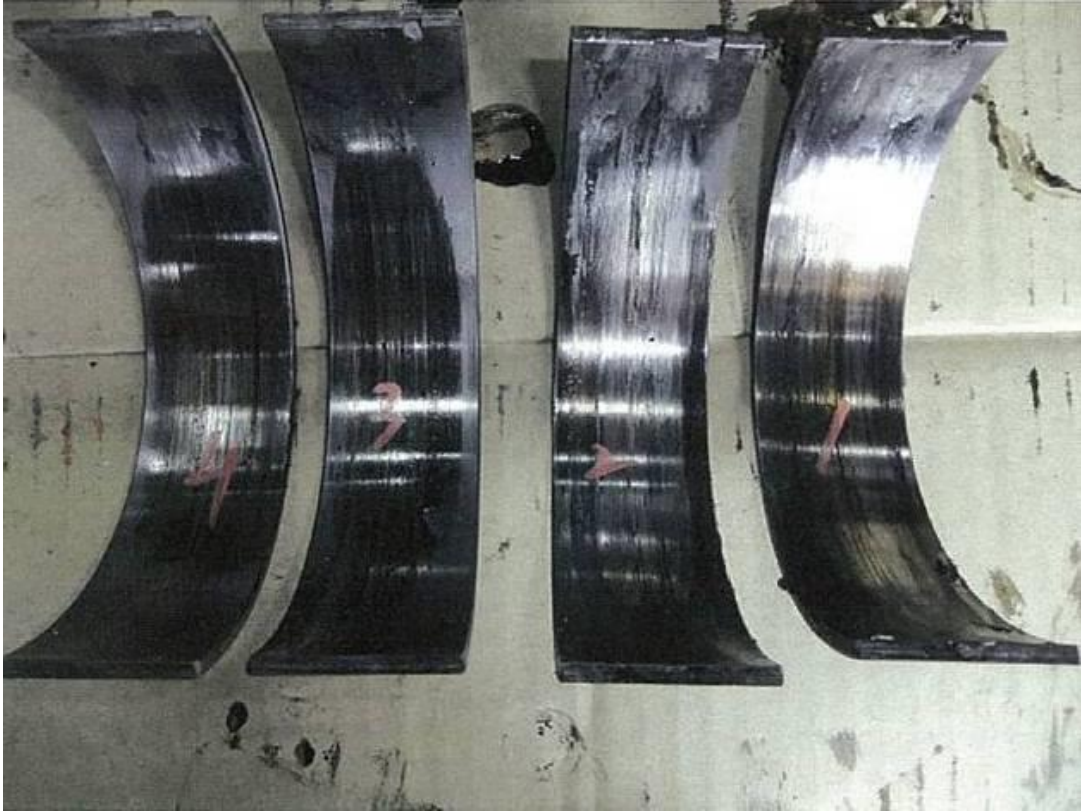


写真1 主軸受メタルの損傷状況



右側から1番シリンダ、2番シリンダ、3番シリンダ、4番シリンダの順